

# ○秋田大学研究倫理委員会実施細則

(平成 18 年 11 月 8 日規則第 190 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 190 号

平成 27 年 3 月 11 日一部改正 平成 28 年 3 月 9 日一部改正

平成 29 年 3 月 8 日一部改正

## (趣旨)

第 1 条 この細則は、秋田大学研究倫理規程(以下「規程」という。)第 14 条第 5 項の規定に基づき、秋田大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 規程の運用に関すること。
- (2) 研究倫理に関する学長からの諮問に関すること。
- (3) 研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること。
- (4) 研究倫理に反する行為に係る調査に関すること。
- (5) 研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、通報、相談等(以下「告発等」という。)の調査に関すること。
- (6) その他研究倫理に関し必要な事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 理事(研究担当、教育担当、総務担当、財務担当)
  - (2) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の評議員 各 1 名
  - (3) 各研究科長が推薦する当該研究科担当教員 各 1 名
  - (4) 副理事(総務担当)
  - (5) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項各号に掲げる委員は、自ら関与する事案に係る審議又は実施には関与しないものとする。

## (任期)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務担当理事をもって充て、会務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第8条 委員会に、研究者の研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発等に関する調査を行うため、必要に応じて調査委員会を置くものとする。

2 調査委員会は、委員長を含む委員会委員若干名及び委員会が必要と認めた学外の有識者をもって組織し、調査委員会委員の過半数は学外の有識者とする。ただし、研究費の取扱いに関する調査のみの事案においては、学外の有識者は1名以上で足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て、当該事案に係る研究分野の本学教員を調査委員会委員に加えることができる。

4 全ての調査委員会委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。また、学外の有識者は本学と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

5 前3項に規定する調査委員会委員の任期は、当該事案の完結までとする。

6 調査委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地方創生・研究推進課において処理する。

(準用)

第10条 この細則の運用に当たっては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)」を準用する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 11 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、第 4 条 1 項の規定にかかわらず平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 20 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 1 月 11 日から施行し、平成 23 年 12 月 14 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 190 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 27 年 3 月 11 日一部改正)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日一部改正)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日一部改正)

この細則は、平成 29 年 3 月 8 日から実施する。